

平成29年度 既存住宅状況調査 技術者講習

宅建業法の改正により既存住宅状況調査が法律的に位置づけられ、この業務を行うのは一定の講習を修了した建築士と規定されました。

この度、（一社）日本建築士事務所協会連合会では、既存住宅状況調査技術者講習登録機関として、国土交通省に登録され、各都道府県の建築士事務所協会にて、講習会を開催する予定です。

既存住宅状況調査業務は、建築士事務所のその他業務として位置づけられており、宅建業法上のインスペクション以外にも様々な業務として活用されることが期待されます。このような業務を行うにあたっての基礎的講習となりますので、建築士事務所並びに建築士の業務の拡大のために、この機会にぜひ、ご受講ください。

受講料

■ 新規講習 21,060円（税込）

■ 移行講習 16,740円（税込）

※テキスト代、登録料を含む

受講対象者

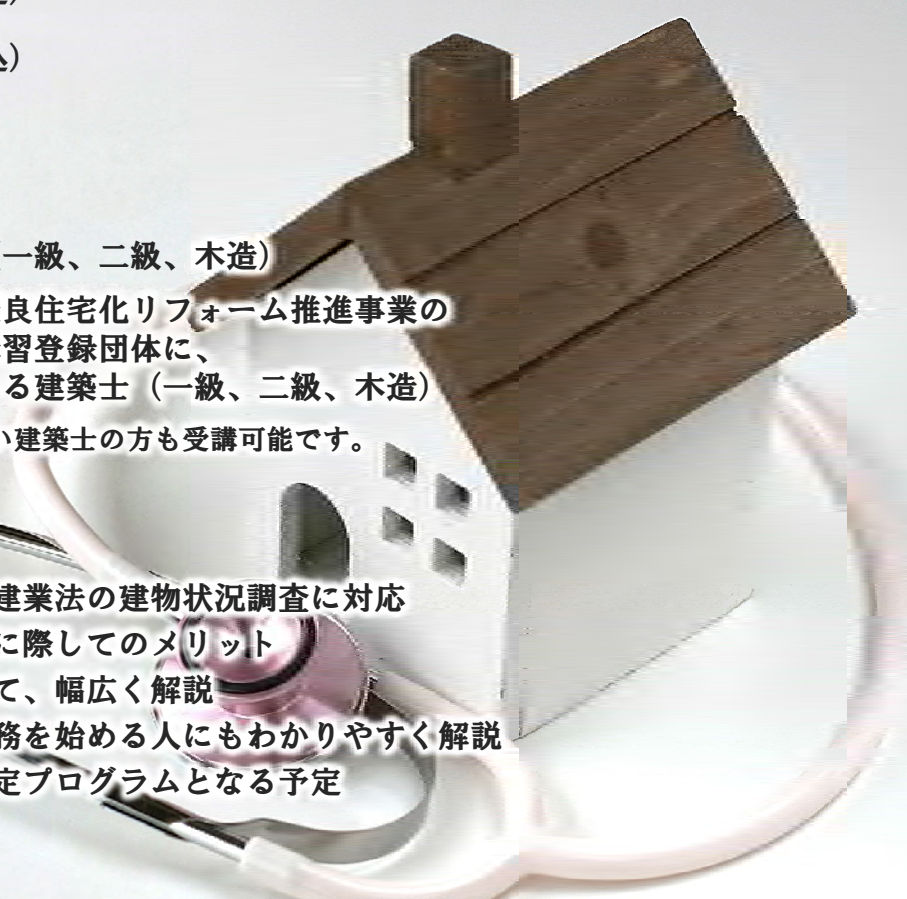
■ 新規講習 すべての建築士（一級、二級、木造）

■ 移行講習 国土交通省長期優良住宅化リフォーム推進事業のインスペクター講習登録団体に、現在登録されている建築士（一級、二級、木造）

※建築士事務所に所属していない建築士の方も受講可能です。

受講のメリット

- 平成30年4月施行の改正宅建業法の建物状況調査に対応
- 既存住宅売買瑕疵保険の加入に際してのメリット
- インスペクション業務について、幅広く解説
- これからインスペクション業務を始める人にもわかりやすく解説
- 建築CPD情報提供制度の認定プログラムとなる予定



講習内容

科目	講習内容	講習時間	
		新規講習	移行講習
講義① 既存住宅状況調査の概要等	<ul style="list-style-type: none"> 不動産流通市場の現状と国の取り組み状況 既存住宅状況調査技術者の役割 既存住宅状況調査の概要 公正な業務実施のための遵守事項 情報の開示 既存住宅状況調査の手順 既存住宅売買時における調査結果の活用 	120分	60分
講義② 既存住宅状況調査の技術的基準等	<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅状況調査方法基準とその詳細 既存住宅状況調査に付随する非破壊検査その他の調査 調査報告書の記入 住宅瑕疵の事例 検査機器 	180分	120分
修了考査		40分	40分

講習のお申込み方法

講習の受講をご希望の方は、講習を開催する都道府県建築士事務所協会へ、お申しください。
詳しくは、日本建築士事務所協会連合会のホームページをご確認ください。
<http://www.njr.or.jp/>

受付窓口でお申込みの場合

郵送でお申込みの場合

① 申込書の入手・記入

受講申込書をホームページからダウンロード、または講習を開催する建築士事務所協会にて入手してください。

- ② 受講料を窓口で支払
- ③ 申込書等を窓口で提出
- ④ 受講票を窓口で受取

- ② 受講料を口座振込で支払 ※1

- ③ 申込書等を郵送で提出 ※2

- ④ 受講票を郵送で受取 ※3

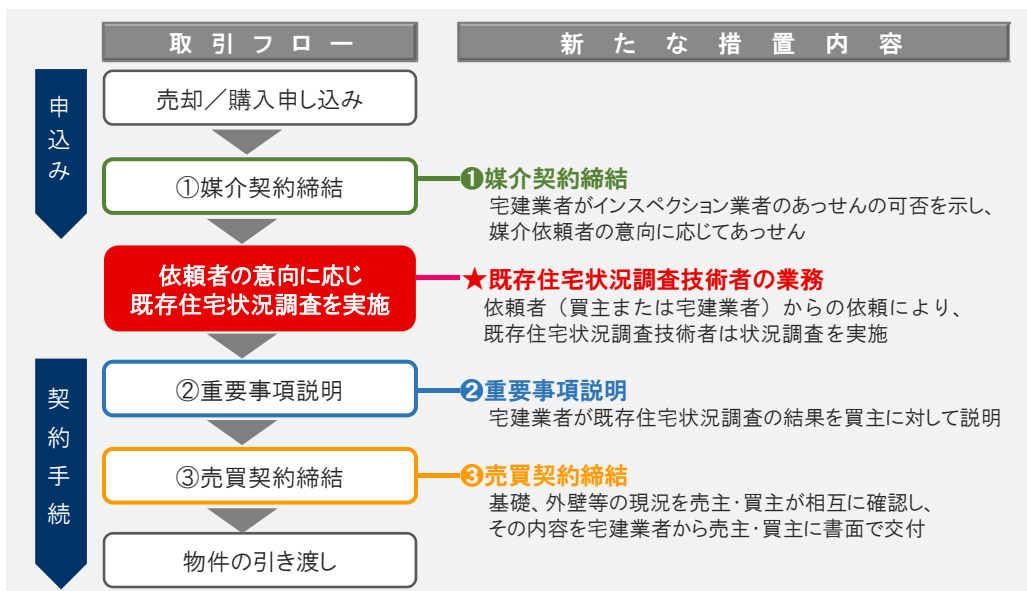
- ※1 振込手数料は申込者様をご負担ください。
- ※2 郵送料は申込者様をご負担ください。
- ※3 申込書には返信用封用に切手を貼って、同封してください。

既存住宅売買のフローと既存住宅状況調査技術者の業務

宅建業法の改正により インスペクション業務が ますます重要となります

平成28年6月に宅地建物取引業法の一部が改正され、既存住宅のインスペクションが法的に位置づけられました。

これにより、既存住宅の売買時に、買主に対する重要事項説明として、「既存住宅状況調査」に関する説明が義務付けられます。この**既存住宅状況調査を行うのは、登録機関の講習を修了した建築士と規定されました。**



【お問合せ】

(一社)日本建築士事務所協会連合会

TEL 03-3552-1281

ホームページ <http://www.njr.or.jp/>